

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に加入し、38年に結婚した後も国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険の被保険者であったときも納付していたことがあり、還付を受けたことも覚えている。当時の保険料は、隣人が集金して農協に納付していた。

平成19年に年金記録問題が起こり、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料納付記録が無いことが分かった。私はきちんと保険料を納めていたのに未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和36年4月から強制加入の被保険者として国民年金に加入した後、厚生年金保険加入期間及び申立期間を経て、39年4月に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を再取得していることになっているが、当時、申立人の配偶者は会社員で、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるので、申立人を強制加入させる根拠は見当たらず、記録に不自然さがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和37年7月から同年12月までの期間、及び申立期間の直前である38年2月から同年4月までの期間について、申立人自身の厚生年金保険加入期間に重複して国民年金保険料が納付されていたとして、平成10年11月に当該両期間の記録が厚生年金保険加入期間に訂正され、国民年金保険料の還付もあったことが確認できることから、上記の申立人に係る記録の不自然さともあいまって、申立期間当時の行政における申立人の国民年金記録に不完全さが推認できるところであり、申立人の国民年金保険料は継続して納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私たち夫婦は、結婚後、市役所の職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦共に加入手続を行いました。その時、資格取得日に遡^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付することができる^{こと}と聞き、私の妻が一括で保険料を納付したのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は、昭和50年12月ごろに国民年金の加入手続を夫婦同時に行ったことがうかがえ、夫婦共にそれぞれの申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人の妻は、国民年金保険料の納付に当たっては、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、国民年金の加入手続を行って以降、夫婦それぞれの申立期間を除き、夫婦の国民年金保険料の納付形態及び納付日は一致していることが確認でき、申立人の妻の主張には信憑^{びよう}性がうかがえることから、申立期間である昭和49年度に係る申立人の妻の国民年金保険料が納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間（37年1月、同年2月及び42年5月から同年11月までの期間）も含めて、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私たち夫婦は、結婚後、市の職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦共に加入手続を行いました。その時に、資格取得日に遡^{さかのぼ}って国民年金保険料の納付ができると聞き、私の両親にお金を借りた上で、夫婦二人分の保険料（二人分で20万円から30万円）をまとめて社会保険事務所で納付したのに、申立期間の保険料について、夫のみが納付済みとなっており、私は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は、昭和50年12月ごろに国民年金の加入手続を夫婦同時に行い、その加入手続以降、夫婦それぞれの申立期間を除き、夫婦の国民年金保険料の納付形態及び納付日は一致していることが確認でき、申立人の「結婚してからは、夫婦二人分の保険料をずっと一緒に納付してきた。」とする主張に信憑^{びよう}性がうかがえることから、申立期間の保険料について、申立人の夫が、第2回目の特例納付（納付期間：昭和36年4月から48年3月まで）及び過年度納付により納付済みであるにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人によると、夫婦二人分の特例納付の国民年金保険料については、同居していた自身の父親に借りて納付したとしており、納付したとする時期も第2回の特例納付の期間内であることが推認できるほか、必要金額についても主張する金額とおおむね一致している上、申立期間当時、船員保険及び恩給を

受給し経済的に問題が無かった申立人の父親が、娘夫婦の特例納付等の資金を貸与するに当たり、実の娘である申立人の保険料を手当てしないまま、申立人の夫の保険料のみを貸与したとは考え難い。

さらに、市によると、特例納付に伴う納付書の発行について、通常は特例納付書及び過年度納付書を発行していたとしており、申立人は、同市が発行した納付書を受領した上で、厚生年金保険被保険者期間を含めて申立期間の国民年金保険料を第2回目の特例納付及び過年度納付で納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年1月ごろ、A町役場の職員に勧められて国民年金の任意加入の手続きをし、同年4月から、毎月自宅を訪れる集金人に100円の国民年金保険料を納付してきた。

また、昭和37年4月に、夫が開業するためB市に転居した後も、私と夫は国民年金の加入手続きをして、国民年金保険料を納付してきた。

平成4年に厚生年金保険の裁定請求をした際に、昭和36年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることを知ったが、国民年金制度の発足時から保険料を納付してきたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立人がA町に居住していた昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が35年12月2日に同町で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張のとおり、申立人が36年1月ごろに国民年金の加入手続きを行ったものとみられ、加入手続きを行っていないながら、その直後からの国民年金保険料を全く納付していないことは不自然と考えられる。

また、申立人は、国民年金制度発足時の役場職員からの加入勧奨の経緯、当時の保険料額などについて明確に記憶しており、その主張の信ぴょう性は高いことがうかがわれるところであり、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと推認される。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間について

は、申立人は、37年4月にA町からB市に転居しているため、同町において国民年金保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

また、申立人は、転居後にも国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居して3年後の昭和40年5月10日にB市において夫と連番で払い出されたことが確認できる。

さらに、申立人の夫については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌月の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。このことから、申立人及びその夫のB市における国民年金保険料の納付は、40年4月に開始されたものと考えることが相当である。

これらのことから、申立人は、昭和37年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで

私は、昭和38年8月にA市で店と学校を開業した。

昭和39年の春に、市役所から来た女性職員の説明を受け、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を支払い始めた。集金人は、年金手帳に領収印を押していた。

その後しばらくして、国民年金保険料の振込用紙が送られてきたので、郵便局で保険料を納めた。集金人に尋ねると「前年度の未納分に充当する。」と言っていた。それから半年もしないうちに、再び振込用紙が届いた。集金人は「まだ未納分が残っていた。」と言っていたので、すぐにそれも同郵便局で納めた。

私は、国民年金に加入した昭和39年以前にさかのぼって保険料を納めたことは間違い無いと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄していた社会保険事務所は、昭和41年ごろに、国民年金手帳記号番号を大量かつ一斉に払い出したとしており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、同年6月1日に払い出されていることが確認できる。しかしながら、当該払出簿の摘要欄を見ると、当該払出しによる資格取得を取り消す旨の「資格取消」のゴム印が押された上で、その上に二重線が引かれ、その横に、53年に記録を照合したことを意味するものと思われる「53 照」のゴム印も押されていることが確認できる。このことから41年6月1日の手帳記号番号の払出しより前に、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出されており、市役所も一斉払出しを行った当時、このことを把握していたものと考えられる。

また、申立人は、昭和 39 年の春に国民年金に加入した時の状況や過年度の保険料を納付した経緯について具体的に記憶しており、その主張の信ぴょう性は高い。

さらに、申立人は、申立期間の直後から 60 歳になるまでの 273 か月分の国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

私は、母に勧められ昭和46年ごろに国民年金に加入した。母が、どんなに苦しいときでも将来困らないように国が決めた年金の保険料をきちんと支払わなければならないと言っていたので、私は、その助言を守って保険料をすべて払ってきた。納付については、集金人に支払ったり、銀行の窓口で行ったりした。

それなのに、6か月の未納期間があることに驚いている。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の同月27日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、それ以後、申立期間を除き、国民年金加入期間について、すべて保険料を納付済みであるなど、国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は合計6か月と短期間である上、申立期間の前後において、申立人には住所の変更等、生活状況の大きな変化が認められず、申立期間の国民年金保険料のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、母親からの「どんなに苦しいときでも将来困らないように国が決めた年金の保険料をきちんと支払わなければならない。」との助言を守って保険料をすべて払ってきたとしているところ、昭和51年度から56年度までの申立人に係る市の収滞納記録を見ると、51年度第2期以降、52年度第1期、53年度第3期及び申立期間を除き、国民年金保険料を口座振替により

納付していることが確認できる。また、口座振替により納付できなかった保険料については、申立期間を除き、52年度第1期分を昭和52年10月13日に納付書により現年度で、53年度第3期分を54年8月29日に納付書により過年度でそれぞれ納付していることが確認できる上、平成19年3月から同年8月までの免除期間の保険料についても追納するなど、申立内容の信憑性^{びよう}が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、生活が少し楽になった昭和43年ごろに国民年金に加入し、それ以来、老後は子供たちになるべく負担をかけないことを第一と考え、元夫との別居生活に入った56年以降も、子供3人を育てながら、国民年金保険料を1か月も欠かさず納付してきた。そんな私の年金記録に未納期間があることを年金受給手続の時に知った。申立期間についても間違い無く保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険被保険者資格喪失後の種別変更手続も適切に行っていることが確認でき、国民年金への加入及び保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票において、申立期間に係る保険料の納付を督促した旨の記録が認められる上、市の収滞納一覧によれば、申立期間直後であり、かつ申立人が厚生年金保険に加入する直前の昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料も納付されていることが確認でき、申立期間に係る3か月間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私の記憶によれば、社会保険庁から年金保険料の納付が強制になったとの連絡があり、当時、結婚や転居などの準備で忙しかったため、私は保険料を現金で母に渡し、母が私に代わって保険料を納付してくれた。当時、母、姉及び姉の夫が会社に勤務していたこともあって、年金の重要性はよく聞いていた。そのおかげで、厚生年金保険も脱退していない。また、申立期間以前は厚生年金基金にも加入していた。申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の直前である昭和48年6月30日まで厚生年金保険の被保険者であったが、結婚準備等のために会社を退職したことから、申立人の母親が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったと主張しているところ、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票において、申立人は、48年7月1日に、旧姓で強制加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、厚生年金保険から国民年金への切替えを適切かつ速やかに行いながら、申立期間に係る3か月間の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月3日から43年1月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を42年10月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から43年2月1日まで

私は、昭和41年2月ごろからA社で2年ほど働いたが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、1か月分しか無いと言われた。

同じ会社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間が途切れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管していた出勤簿により、申立人は、昭和42年10月3日から43年1月31日までについても同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録と事業所が保管していた出勤簿を確認したところ、申立人と同様の勤務形態であった元同僚3人は、それぞれ雇用開始年月は異なるものの、いずれも昭和42年4月1日からは厚生年金保険に加入していることが確認でき、当時、事業所では、同年以降において、社員についてはすべての者を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月3日から43年2月1日までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和41年2月1日から同年12月29日までについては、申立人は当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶が明確でない上、保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無い。

また、A社が保管していた出勤簿により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できるものの、申立人と同様の勤務形態で、それぞれ当該期間中に出勤簿上で勤務が確認できる元同僚二人を含めて、いずれも厚生年金保険に加入している記録が無い。

さらに、社会保険事務所におけるA社に係る被保険者名簿を見ると、当該期間に係る健康保険被保険者番号は連番で欠番は無く、当該記録に不自然さはみられない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月1日から同年12月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 3 また、申立期間のうち、昭和41年12月30日から42年10月2日までについては、A社が保管していた出勤簿により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない上、申立人も、「申立期間の途中で雇用期間が抜けていたこともあったかもしれない。」としていることから、申立人は、当該期間においてA社に在籍していなかったものと推認される。

このほか、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月30日から42年10月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月12日から同年9月25日までの期間についてA社に勤務していたことが認められ、かつ、事業主は、申立人が同年7月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る資格の取得日に係る記録を同年7月12日、資格の喪失日に係る記録を同年9月26日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月12日から54年8月10日まで

私は、昭和53年7月12日にA社で社会保険に加入し、健康保険証を交付されたが、使うことも無かったのでしばらく放置していた。その後、診療を受ける必要があり、その際に私の健康保険証の氏名がBになっていたことに気がついたので、すぐに社会保険事務所に訂正を依頼する電話をしたが、保険証を窓口持参の際に訂正するとのことであった。その後、出張等でなかなか社会保険事務所へ行く機会が無く、54年8月10日に社会保険事務所で訂正を受けた。年金記録の訂正もその際に行われたと思っていたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年8月10日となっている。私が当該事業所で資格取得したのは53年7月12日であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年7月12日から同年9月26日までの期間については、申立人が「当初交付された健康保険被保険者証の氏名がBとなっていた。」旨の主張をしているところ、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票の中に、当該氏名（B、53年7月12日資格取得、同年9月26日資格喪失：生年月日は申立人の4年に対し、Bは7年であり、相違している。）で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該記録が申立人のものであるかの検証を行ったところ、元同僚はすべて「申立人は覚えているものの、Bは知らない。」と供述している。

さらに、元事業主によれば「当時は会社の事務を協同組合に委託していた。」と述べているところ、申立人は「当時、協同組合の事務長と、本名と違う名前での加入の話をした記憶がある。」旨の供述をしているなど、申立人が詳細に主張する当時の状況が元社員及び元事業主の証言と合致する。

これらのことから総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人のものであると認められ、未統合期間(昭和53年7月12日から同年9月26日まで)において、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、未統合記録の期間を除く申立期間(昭和53年9月27日から54年8月10日まで)については、複数の元社員から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言等は得られない上、申立てに係る事業所は既に廃業し、元事業主は当時の記録を保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該期間については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない上、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録にも不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和53年9月27日から54年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月28日から同年8月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成7年6月30日に退職するまで、異動はあったが、継続して勤務していた。同社は昭和37年2月に製品の専門工場をC市に建設し、私が所属していた部門はすべてこのC工場へ移転することになり、申立期間は同工場に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、職員カード、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間について同社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の同社B工場における資格喪失日が昭和37年8月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和37年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者期間は、A社の所有する戦時加算該当船舶であるB丸に乗船したと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月4日から20年9月15日まで
社会保険事務所の記録では、A社の所有する戦時加算該当船舶であるB丸に勤務した昭和19年11月4日から20年9月15日までの期間に戦時加算の記録が無いので、申立期間について戦時加算を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所におけるオンライン記録によると、申立人については、A社において昭和19年11月4日に船員保険の被保険者資格を取得し、29年1月1日に被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA社所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿には、資格取得日及び喪失日の記載が無いものの、申立人の氏名を確認することができる。

さらに、当該船舶に係る申立人の乗船期間は、オンライン記録及び申立人の詳細な記憶から、昭和19年11月4日から20年9月15日までの期間であると認められる。

加えて、A社所有のB丸は、社会保険事務局の保管する戦時加算該当船舶名簿により、申立期間は戦時加算の該当船舶であったことが確認できる上、同社所有の船舶に乗船していた当時の同僚の被保険者期間には、戦時加算がされていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A社所有のB丸に乗船したと認められることから、申立期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和20年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月13日から同年4月1日まで

私は、昭和20年1月13日からA社所有のB丸に乗船していたが、社会保険庁の船員保険記録では同年4月1日が船員保険被保険者の資格取得日となっており、3か月相違している。

船員保険の被保険者記録が欠落している申立期間についても、船員保険料が給与から控除されていたので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る船員保険台帳によると、申立期間に係る船名、職名、船員保険被保険者資格取得日及び報酬月額等が詳細に記載されており、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険台帳の記録から35円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和22年9月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から同年10月までを330円、同年11月から22年3月までを420円、同年4月から同年8月までを480円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年9月16日まで

私は、昭和21年5月3日から22年9月15日までの間、A社が所有するB丸の機関員として乗船しており、船員保険被保険者票においてもその旨の記載があるにもかかわらず、社会保険庁の船員保険被保険者記録によると、1か月の記録しか無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する船員保険被保険者票によれば、申立人が昭和21年5月3日にB丸に機関員として乗船し、22年9月15日に下船、同日付けで退職したことが記されている上、21年11月1日及び22年4月1日には、標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認でき、申立人は、申立期間において同船で勤務していたことが推認できる。

また、申立人のB丸に乗船していた当時の記憶及び供述は詳細であり、同船がC造船所及びD造船所上架の際の乗務員仲間の集合写真を保管していることから勤務していたことが裏付けられる。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿においては、申立人の資格取得日が昭和21年5月3日と記載され、資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、資格喪失日を同年6月1日として、1か月のみ申立人の被保険者としての記録が確認できる。

このことについて、社会保険庁では、申立人が同庁に対して平成19年6月18日付けで行った厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書に基づく同庁の

調査により、申立人のA社に係る資格喪失日の記載の無い被保険者記録が発見されたため、資格喪失日が不明な被保険者記録の場合の便宜的措置として、被保険者期間を資格取得日から1か月間としてオンライン記録に登録したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所における年金記録管理は適切であったとは認められず、A社に係る申立人の資格喪失日は昭和22年9月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から同年10月までを330円、同年11月から22年3月までを420円、同年4月から同年8月までを480円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録（昭和53年11月30日）を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

私は昭和27年3月5日にA社に入社し、平成11年2月25日に定年退職するまで継続して勤務した。申立期間は同社のB支店からC支店へ転勤した期間であり、空白期間無しで引き続いて同社に在籍し、毎月21日に支給される給料から自動的に厚生年金保険料を控除されていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年12月1日にB支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主の保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において資格喪失日が昭和53年11月30日であることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年8月までの期間、同年11月、同年12月、47年3月から同年12月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年8月まで
② 昭和46年11月及び同年12月
③ 昭和47年3月から同年12月まで
④ 昭和48年7月から50年3月まで

私は、昭和49年10月ごろ、私の国民年金保険料に未納期間があることについて両親と話したこと、母親が未納期間の保険料を納付してくれたことを覚えている。

父親も、「勤務先で国民年金保険料がまとめて払えると教えてもらった。昭和50年1月に結婚を控え、二度も病気をし、安定した職業にも就いていない息子を不憫^{びん}に思い、49年10月ごろ、妻が確かにまとめて支払った。」と証言している。

結婚後は、妻が、既に私が国民年金に加入していることを知らずに、新たに国民年金の加入手続をした。

私は、母親から国民年金手帳を受け取っていたが、私の妻が、私のポストンバッグの中身を整理した時に、誤って捨ててしまった。

母親が未納であった私の保険料をまとめて納付してくれたのに、今も申立期間の保険料が未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和49年10月ごろに申立期間に係る申立人の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てており、当該時期は第2回特例納付の制度（実施期間は49年1月から50年12月まで。納付対象期間は36年4月から48年3月まで。）を利用でき、申立期間のうち、申立期間①から③までの期間

の保険料をまとめて納付することが可能な期間ではある。しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、特例納付の実施期間より後の昭和52年6月10日に払い出されていることが確認できる上、当該記録に不自然な点は見当たらないことから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。このため、申立人は、この時点において、制度上、申立期間①から③までの保険料を特例納付することができない上、申立期間の全部（①から④まで）の保険料について、時効により過年度納付することもできない。

また、申立人が主張する昭和49年10月ごろまでに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から、保険料額、納付場所、納付方法等についての証言を得ることができないほか、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年2月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から59年2月まで
② 昭和60年1月から61年3月まで

私は、昭和58年3月に退職した後、59年2月までの1年間(申立期間①)、国民年金保険料を納めていなかったが、元上司の勧めにより保険料を納めようと考え、町役場の年金係に赴いたところ、未納の1年分の保険料をまとめて納付するように指示されたので、窓口で一括で納付した。

その後は、ずっと、居住していた町の婦人会の集金人に、毎月定期的に保険料を納付していた。同町では、国民年金保険料の納付は義務だということが強く思われていて、納付を怠ると役場担当者から連絡があったため、昭和60年1月から61年3月までの期間(申立期間②)を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年に町役場で国民年金の加入手続を行った際にさかのぼって、申立期間①の国民年金保険料を納付したとしているが、このうち、58年3月から59年1月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入している夫の配偶者であり、国民年金の任意加入期間であったため、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した後、婦人会の集金人に毎月定期的に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①の直後であり、かつ申立期間②の直前である昭和59年3月から同年12月までの保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②の後の61年5月から62年3月までの11か月分の国民年金保険料を、62年5月13日に一括で過年度納付していることが確認できる。このことは、申立人が当該11か月

分の保険料を現年度納付してなかったことを示すものであり、申立期間①の後は、申立期間②を含み、「ずっと毎月集金人に納付していた」とする申立人の主張と相違するため、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人には、申立期間①及び②に係る保険料額についての記憶が無く、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い、20歳から国民年金保険料を納付してくれていた。保険料は町内会で集めていたし、また、両親からは、私が昭和44年にA市からB市に転居する以前に、20歳の時点までさかのぼって一括で納付したこともあると聞いている。両親は既に他界しており、領収書も無いが、申立期間についても間違い無く保険料を納付していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月に払い出されていることが確認できる上、当時の収納組織である納入組合が使用し、A市が保管している被保険者名簿見出表により、申立人は、手帳記号番号の払い出しと同時期である同年10月31日に納入組合に加入したとの記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立人については、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、両親から、昭和44年以前に、36年4月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したことがあると聞いているとしているが、44年以前においては、制度上、36年4月までにさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月31日から24年3月31日まで

私のA社における厚生年金保険の記録について、社会保険庁の記録では昭和19年10月1日資格取得、21年8月31日資格喪失となっているが、実際には24年3月ごろまで勤務を続けていた。年金裁定請求時においても申立期間についてそのことを申し入れたが、21年8月31日資格喪失で処理をされており、それに基づき年金を受給しているが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿及び社会保険庁が保管する旧台帳によると、申立てに係る事業所は、昭和19年10月1日に厚生年金保険の適用を受け、申立人も同日に被保険者資格を取得しているものの、申立人と同日付けで同資格を取得している二人を含む被保険者6人全員が20年6月6日に、申立人は21年8月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所における退職日を昭和24年3月ごろであると主張しているが、申立てに係る事業所は62年3月に解散しており、申立期間当時の人事関係資料を確認することができないため、申立人の勤務期間を特定することはできない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 47 年 9 月まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 3 月から 47 年 9 月までの間、A 社において、B 丸に乗船して船員保険に加入していたが、記録が無い。

また、昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間については厚生年金保険の被保険者期間となっているが、この期間も B 丸に乗船して船員保険に加入していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 3 月ごろに C 市から D 町に戻り、申立期間①及び②の期間は、A 社（事業主は申立人の父）の所有する B 丸（漁船）に乗船しており、D 町に戻ってからは他市町村に転居したことは無いと主張しているが、戸籍の附票を見ると、申立人は、同年 5 月 27 日に D 町から E 市へ転出した後、同年 6 月 24 日に F 市へ、46 年 3 月 2 日に G 市へ、同年 7 月 12 日に H 市へと転居を重ね、47 年 7 月 27 日に D 町に戻ってきていることが確認でき、申立人の主張と相違している上、社会保険事務所の記録では、申立人が同町に住所を戻した後の 47 年 10 月 1 日に同町に所在する A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る船舶所有者別被保険者名簿を確認すると、申立期間①及び②の期間における被保険者証の番号に欠番は無く、申立期間②については、申立人に係る同社での昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間が船員保険被保険者期間に訂正されているが、申立人に係る船員保険被保険者の年金番号が 48 年 4 月 1 日に払い出されていることが

確認できることから、同日が船員保険の資格取得日として記録の訂正が行われていることに不自然さは無い。

さらに、申立期間当時にB丸に乗船していた複数の船員も、申立人のことは記憶しているものの、乗船期間については覚えておらず、申立人の申立期間における乗船状況が明確ではない。

このほか、申立期間①及び②の期間に、申立人がB丸に乗船し、船舶所有者により給与から船員保険の保険料を控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成 2 年 2 月まで

A社在職中に、親類の経営する会社であるB社を再建するため、親類で話し合い、同社に入社する事になった。その際、厚生年金保険に加入する約束をし、在職中に健康保険証を使って治療を受けた事も記憶しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた事は間違い無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に係る登記簿謄本において、昭和 61 年 6 月 30 日に同社の取締役役に就任し、63 年 2 月 25 日に退任していることが確認でき、申立人が保管する社員旅行の写真（61 年 10 月 22 日撮影）から判断すると、同社に勤務していたことは認められるものの、60 年 10 月ごろから同社に勤務していた元従業員は、「時期は明確ではないが、昭和 62 年ごろに事務室が 1 階から 2 階に移った時には申立人はいなかった。」、また、平成元年 4 月ごろから勤務している別の元従業員は、「同社に勤務し始めたときには申立人はおらず、勤務していたときに申立人に会った記憶は無い。」(当該元従業員の同社における資格喪失日は平成 3 年 2 月)とそれぞれ証言しており、申立人の同社における勤務期間及び勤務状況は明確でない。

また、B社における申立期間当時の給与担当者は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは覚えていないとしている上、申立人は健康保険証を使って診療を受けたと申し立てているが、申立人が診療を受けたとする病院が保管している記録によると、申立人は健康保険の任意継続者として診療を受けたこと（診療時期については不明）が確認でき、同社において健康保険証が交付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は60歳になった昭和61年6月26日に年金の裁定請求手続を行い、同年7月から老齢年金を受給していることが確認できるが、この当時は厚生年金保険の被保険者は年金が支給停止（原則は全額停止、標準報酬月額により一部支給停止）となるにもかかわらず、申立人の年金支給記録では支給停止の記録は無い上、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に申立人の名前は無く、当該原票の健康保険番号は連番となっており、欠番も無く、社会保険事務所の記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 21 日から 47 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 46 年 6 月から 48 年 8 月まで、A 社が経営する「B」という店で継続して勤務をしていたが、社会保険庁の記録によると、途中の 7 か月間の厚生年金保険被保険者記録が漏れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月から 48 年 8 月まで、A 社が経営する「B」において継続して勤務していたとしているところ、商業登記簿によると、同社は、申立人の主張する場所において、46 年 4 月 15 日付けで設立していることが確認できる上、当時の同僚の証言から、申立人は当該期間において同社に継続勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時「B」において勤務していた元従業員の証言によると、「B」は、近隣の「C」及び「D」と同様に、E 社に所属する店であったとしており、同人の所持する当時の名刺からもそのことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社の厚生年金保険の新規適用は昭和 47 年 3 月 15 日であることが確認でき、申立人は、「B」において勤務を開始した 46 年 6 月 21 日から同年 8 月 21 日までの間に限っては、E 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録を見ると、A 社が厚生年金保険の新規適用を受けた昭和 47 年 3 月 15 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したすべての従業員が、申立人と同時に 46 年 8 月 21 日付けで E 社における被保険者資格を喪失していることが確認でき、事業主が厚生年金保険の適用主体を E 社から A 社に切り替える際に、何らかの事情により申立期間（7 か月間）の被保険者資格

を取得させていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 10 日から 47 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格は同年 5 月 30 日に喪失したとされており、被保険者期間に 1 か月の空白期間が生じている。

退職時に受け取った失業保険被保険者離職票では、離職年月日が昭和 47 年 5 月 31 日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月 10 日から 47 年 5 月 31 日までの間、継続して A 社に勤務していたとしているところ、申立人が所持する同社に係る「失業保険被保険者離職票」を見ると、申立人の主張と一致した記載があることが確認できる。

しかしながら、A 社が加入している、厚生年金基金が保管している厚生年金基金被保険者資格喪失届を見ると、申立人の同基金被保険者資格喪失日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和 47 年 5 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 47 年 5 月 21 日から同月 31 日までの期間に係る A 社における「退職による給料其の他支払計算書」の「健康保険料」欄及び「年金保険料」欄を見ると、控除金額についての記載が無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い状況にある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 6 月ごろから同年 10 月ごろまで
③ 昭和 48 年 8 月ごろから 50 年 11 月まで

私は、昭和 45 年 2 月から同年 9 月までは A 社で、47 年 6 月ごろから同年 10 月ごろまでは B 社で、48 年 8 月ごろから 50 年 12 月 25 日までは C 社で、それぞれ勤務していたが、平成 19 年 6 月 18 日に社会保険事務所で照会したところ、それぞれの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は確認できないと回答された。

給与明細書等の資料は何一つ無いが、保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、社会保険庁の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚二人の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは認めることができるものの、勤務していた期間は定かではない。

また、当該事業所元の役員及び元同僚からは、「当時は、正社員であつても試用期間があつた。」旨の証言を得ており、申立期間当時、事業主は、社員の入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後において申立人に係る記録は見当たらない上、同名簿の整理番号には欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人に係る当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や証

言を得ることができない。

- 2 申立期間②については、元同僚4人の証言から、申立人がB社に勤務していたことは認めることができるものの、勤務していた期間は定かではない。

また、当該事業所は、申立期間の後の昭和48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する元同僚11人のうち3人については、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、これら3人はいずれも当該事業所に籍を置くものではなく、その関連事業所に籍を置く元同僚であることが確認できる。

加えて、当該関連事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後において上記の3人を除く残りの元同僚8人及び申立人の記録は見当たらない上、同名簿の整理番号には欠番も無く、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、元同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは認めることができるものの、勤務していた期間は定かではない。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

さらに、申立人の元同僚は、当該事業所を経営している会社をD社と記憶しているが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が確認できない上、類似の名称の事業所においても、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとする記録は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 31 日から 38 年 8 月 11 日まで

社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和30年3月31日から38年8月11日までの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済み(38年11月4日支給の記録)との理由で削除されていることが分かったが、私には脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和34年4月8日から39年8月13日までの間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性28人のうち26人(申立人を含む。)について、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立人を含む退職者に係る脱退手当金については、事業主が代理請求していたものと考えられる。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月末から20年8月15日まで

私は、旧制中学に在学中の昭和19年7月末から学徒戦時動員体制確立要綱に従い、A市のB社に勤務し、20年3月の旧制中学校の強制卒業後は、同年8月15日までの間、同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和19年7月末から旧制中学校を強制卒業となった20年3月末までの期間については、学徒動員によりB社において勤務し、旧制中学校を卒業後の20年4月から同年8月15日までの期間については、同社において勤務していたとしているところ、申立人の当時の詳細な記憶から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、文部科学省によると、学徒動員として勤務している者を強制卒業させることがあったか否かについては、当時の資料が無く不明であるものの、昭和20年3月に閣議決定した「決戦教育措置要綱」において、学校における授業は、21年3月までの間停止する旨定められていたとしており、申立人は終戦（20年8月15日）までの間、学徒動員として、在学のまま勤務していたものと推認される。

この場合、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、原則として、学徒動員された者は、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者から除外される取扱いとなっていた。

また、B社によると、人事記録上、申立人の在籍は確認できないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年9月1日まで
大学を卒業した昭和30年4月に、A社に入社し、同社本店に勤務した。入社と同時に厚生年金手帳を交付されたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間当時にA社本店に勤務していたことは推認されるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、A社本店の元同僚二人は、「入社後に試用期間があったと思う。本店の給与計算は、本社で行っており、厚生年金保険の加入手続をする前に、給与から保険料を控除するはずはない。」と証言している上、給与計算を行っていたとする同社本社において、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和30年9月1日である者が7人いることが確認でき、当該7人のうちの一人が、「私を含めて3人は、同年4月に中学卒業と同時に入社した。」と証言している。このことから、同社では入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っておらず、加入手続を行っていない者からは厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社本店に係る被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険被保険者番号は連番となっており、欠番は無く、記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。